

中期目標・中期計画の項目（案）について

中期目標	中期計画
前文 (経緯) (課題) (役割) (策定の意義)	前文
第1 中期目標の期間【法第25条第2項第1号】 平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間	
第2 教育研究等の質の向上に関する目標 【法第25条第2項第2号】	第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置【法第26条第2項第1号】
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 人材の育成	(1) 人材の育成に関する取組み
ア 学部教育	ア 学部教育
イ 大学院教育	イ 大学院教育
ウ 実践教育センター	ウ 実践教育センター
(2) 教育内容等	(2) 教育内容等
ア 教育内容及び方法	ア 教育内容及び方法
イ 成績評価等	イ 成績評価等
(3) 教育の実施体制の整備	(3) 教育の実施体制の整備
ア 教員の配置	ア 教員の配置
イ 教育環境の整備	イ 教育環境の整備
ウ 教員の教育能力の向上	ウ 教員の教育能力の向上
(4) 学生の受け入れ	(4) 学生の受け入れ
2 学生への支援に関する目標	2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 学生生活に係る支援	(1) 学生生活に係る支援
(2) キャリア支援	(2) キャリア支援
3 研究に関する目標	3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 研究水準及び研究の成果等	(1) 研究水準及び研究の成果等
(2) 研究の実施体制等の整備	(2) 研究の実施体制等の整備
4 社会貢献に関する目標	4 社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 地域貢献	(1) 地域貢献
(2) 産学官の連携	(2) 産学官の連携
(3) 国際協働	(3) 国際協働
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 【法第25条第2項第3号】	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置【法第26条第2項第2号】
1 運営体制の改善に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
2 人事の適正化に関する目標	2 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 柔軟な人事制度の構築	(1) 柔軟な人事制度の構築
(2) 人材の確保と活用	(2) 人材の確保と活用
3 事務等の効率化・合理化に関する目標	3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置
第4 財務内容の改善に関する目標 【法第25条第2項第4号】	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
1 自己収入の増加に関する目標	1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置
2 経費の抑制に関する目標	2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【法第26条第2項第3号】</p> <table border="1"> <tr><td>1 予算</td></tr> <tr><td>2 収支計画</td></tr> <tr><td>3 資金計画</td></tr> </table> <p>第5 短期借入金の限度額【法第26条第2項第4号】</p> <p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画【法第26条第2項第4の2号】</p> <p>第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画【法第26条第2項第5号】</p> <p>第8 剰余金の使途【法第26条第2項第6号】</p>	1 予算	2 収支計画	3 資金計画					
1 予算									
2 収支計画									
3 資金計画									
<p>第5 その他業務運営に関する重要な目標 【法第25条第2項第5項】</p> <table border="1"> <tr><td>1 施設設備の整備、活用等に関する目標</td></tr> <tr><td>2 安全管理に関する目標</td></tr> <tr><td>3 情報公開等の推進に関する目標</td></tr> <tr><td>4 社会的責任に関する目標</td></tr> </table>	1 施設設備の整備、活用等に関する目標	2 安全管理に関する目標	3 情報公開等の推進に関する目標	4 社会的責任に関する目標	<p>第9 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置</p> <table border="1"> <tr><td>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためにとるべき措置</td></tr> <tr><td>2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置</td></tr> <tr><td>3 情報公開等の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置</td></tr> <tr><td>4 社会的責任に関する目標を達成するためにとるべき措置</td></tr> </table>	1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためにとるべき措置	2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置	3 情報公開等の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置	4 社会的責任に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 施設設備の整備、活用等に関する目標									
2 安全管理に関する目標									
3 情報公開等の推進に関する目標									
4 社会的責任に関する目標									
1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためにとるべき措置									
2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置									
3 情報公開等の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置									
4 社会的責任に関する目標を達成するためにとるべき措置									
	<p>第10 その他県の規則で定める業務運営に関する重要事項 【法第26条第2項第7項】</p> <table border="1"> <tr><td>1 人事に関する計画 【地独法施行細則第3条第1号】</td></tr> <tr><td>2 県からの長期借入金の限度額 【地独法施行細則第3条第2号】</td></tr> <tr><td>3 積立金の処分に関する計画 【地独法施行細則第3条第3号】</td></tr> </table>	1 人事に関する計画 【地独法施行細則第3条第1号】	2 県からの長期借入金の限度額 【地独法施行細則第3条第2号】	3 積立金の処分に関する計画 【地独法施行細則第3条第3号】					
1 人事に関する計画 【地独法施行細則第3条第1号】									
2 県からの長期借入金の限度額 【地独法施行細則第3条第2号】									
3 積立金の処分に関する計画 【地独法施行細則第3条第3号】									
<p>第6 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標【法第78条第2項】</p> <table border="1"> <tr><td>1 自己点検及び評価の充実に関する目標</td></tr> <tr><td>2 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標</td></tr> </table>	1 自己点検及び評価の充実に関する目標	2 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標	<p>第11 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <table border="1"> <tr><td>1 自己点検及び評価の充実に関する目標を達成するためにとるべき措置</td></tr> <tr><td>2 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</td></tr> </table>	1 自己点検及び評価の充実に関する目標を達成するためにとるべき措置	2 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置				
1 自己点検及び評価の充実に関する目標									
2 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標									
1 自己点検及び評価の充実に関する目標を達成するためにとるべき措置									
2 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置									